

木材の合理的な価格形成に向けて

令和8年9月
林野庁

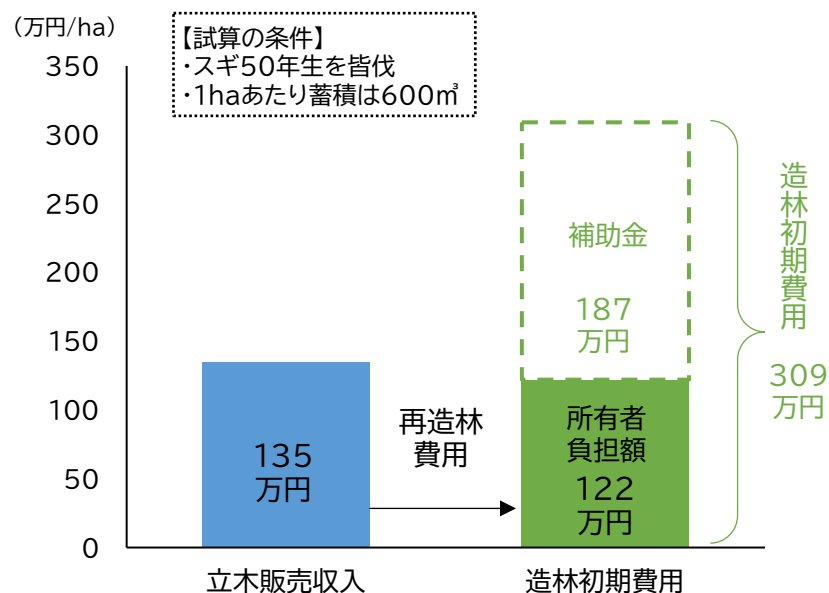
現状と課題

- 林業・木材産業においては、各種コストの上昇が続く一方、住宅分野における木材需要の減少等により、再造林経費を含む必要なコストを価格に転嫁しにくい状況。
- また、木材の取引においては、価格の決定主体は購入者側であることが多く、価格決定時に育成コストがほとんど意識されていないほか、売り手側に不合理・不利益な商慣習も存在している。
- 立木価格が低迷している中で、売り手と買い手の双方が木材の価値やコストを認識し、合理的な価格形成を進めていくことは、再造林をはじめとした持続的な林業経営の実現に向けては重要。

■ 森林所有者(造林者)視点の負担の現状

※あくまで統計等を用いて試算した全国平均値

※林況、基盤整備状況、需給バランス等の要因により変動することに留意

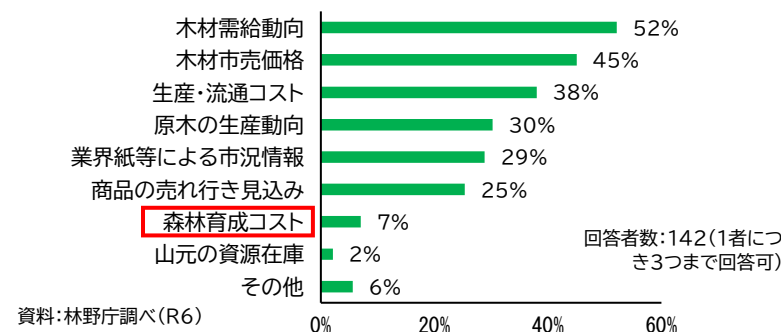


※造林初期費用は、1haの地拵、植栽、下刈、獣害対策に必要な額について、令和5年度標準単価及び農林水産省「森林組合一斉調査」より試算(スギ3,000本/ha植栽、下刈5回、獣害防護柵400m、造林費に占める委託手数料の割合11%)。

※素材出材量は、スギ人工林(50年生)の蓄積(600m³/ha)に、立木の利用歩留まり(75%)を乗じて算出。

※補助金は、公共事業における主な補助率68%を用いて算出(地域によっては地方公共団体等による支援がある場合もある)。

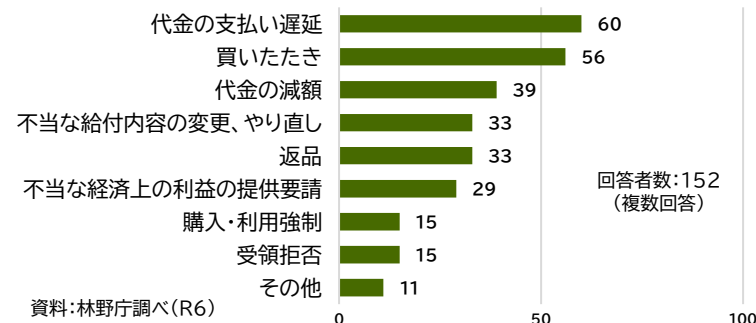
■ 購入価格決定時に考慮する事項



■ 受注者にとって不合理・不利益な商慣習

- ・ 本調査の回答者数776者のうち152者(約2割)が、発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例を報告。

発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例



森林・林業基本計画(令和8年6月5日 閣議決定)(抜粋)

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(1) 強靱な国産材サプライチェーンの構築

イ 持続可能な木材取引の推進

木材を持続的に供給及び調達できるようにするためには、市場の変化に柔軟に対応できる体制を構築するとともに、木材に係るコスト構造の関係者間での共有と理解醸成を進める必要がある。

このため、木材の需給バランスの確保に向け、需給情報の共有や各流通段階におけるストック機能の強化を進めるとともに、国有林野事業における地域の市況等を踏まえた供給調整を適切に実施する。

特に、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」(令和7年11月林野庁策定)に基づく商慣習の見直し等を進める。あわせて、企業等の環境貢献に対する意識の高まりに対応し、クリーンウッド法の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。

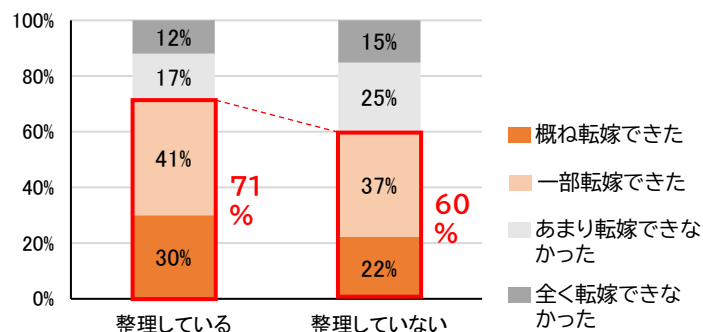
こうした取組等を、川上から川下まで幅広く様々な関係者が参加する需給情報連絡協議会により普及すること等を通じて、木材の販売側と購入側の双方におけるコスト構造の理解や、合法性及び持続性の市場への訴求を促進し、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけていく。

1. 円滑な価格交渉に向けた情報の共有

□適切な価格交渉を実施するには、コストデータの整理が有効であることから、木材の生産・流通に係るコスト構造や立木価格の公表等、円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有を進め、合理的な価格形成が行われる取引環境の整備を進める。

■ コストデータ整理の有無による価格転嫁の状況

- コスト上昇に関するデータを整理している事業者は、整理していない事業者より価格転嫁できている傾向。



資料：林野庁調べ(令和6年度の取引における価格転嫁の状況を調査)

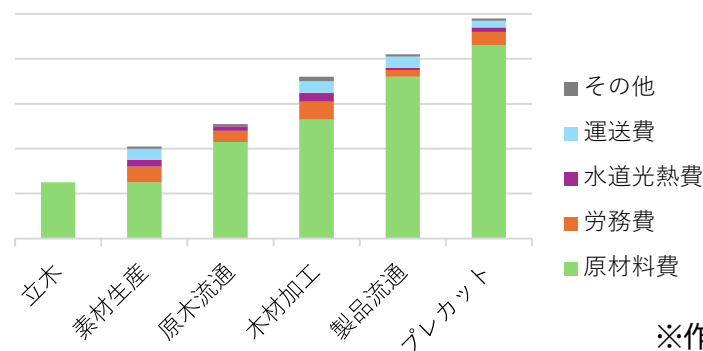
■ 適切な価格交渉の実施

(取組例) 優越的地位を利用した買いたたきの排除、適切な価格転嫁のための生産コスト(製品原価、運賃、労務費等)・業界動向の把握や交渉 等



■ 木材流通の各段階におけるコスト構造の調査・分析、共有

- 順次、全国・地域単位で、製材、合板、集成材等のコスト構造を見える化していく予定。
- 川上から川下の関係者間で共有し、コスト構造に対する理解の醸成を図る。



※作成イメージ

■ 立木価格の相場観形成

- 国有林野事業では、民有林における適切な立木取引に資する取組として、各森林管理局において、立木小売物件の販売結果を公表。

物件所在地	伐採方法	林齢	面積(ha)	樹種	本数(本)	材積(m³)	最高入札価格(万円)
矢神嶽国有林49に1林小班	皆伐	62	3.18	スギ外	2,033	2,135	741

公開している物件情報の抜粋(東北森林管理局の例)

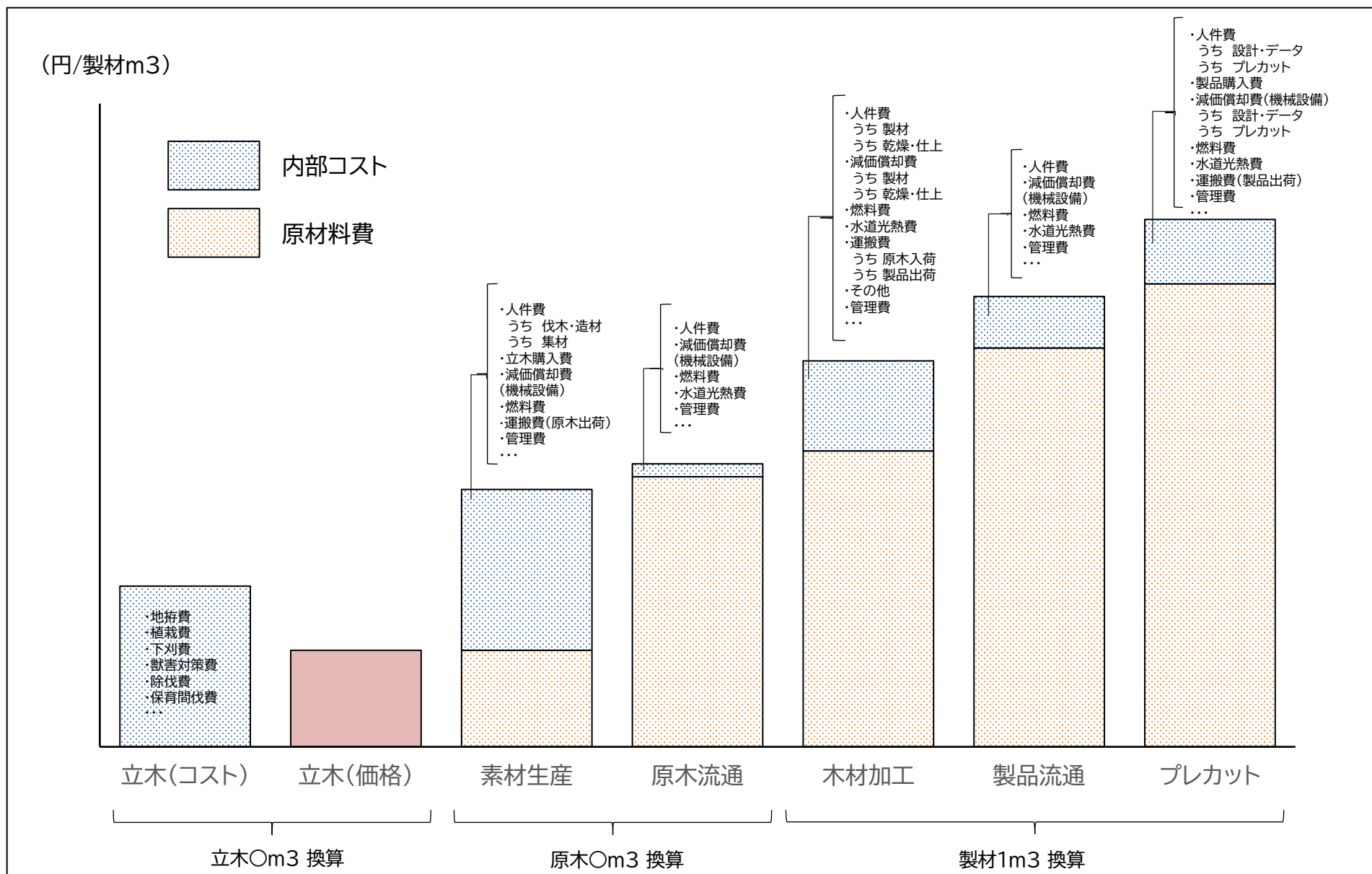


○ 令和8年度から、合理的な価格形成や価格転嫁を促進するため、木材サプライチェーンにおけるコスト構造を整理・可視化し、関係者間で共有する取組を開始。

■ 取組内容

- ・ 令和8年度は、北関東エリアのスギ製材品を調査対象地域・品目として、大規模・中小規模のサプライチェーンそれぞれについて調査を実施する。(今後3年間で複数地域・品目で調査予定)
- ・ 立木、原木生産、原木流通、製品加工、製品流通、プレカットの6段階を対象に、アンケートやヒアリング等により費目別コスト構造を把握する。
- ・ 調査結果を基に、段階別・規模別の標準的なコスト構造を整理・見える化するとともに、各都道府県・地域において同様の分析・整理が実施できるよう、コスト構造の整理・分析手法の標準化を検討。
- ・ コスト構造調査結果について、需給情報連絡協議会等を通じて、川上から川下の関係者間で共有し、コスト構造に対する理解の醸成を図る。

コスト構造調査結果のイメージ① ※農産物・食品の事例等も踏まえて検討



2. 適正取引ガイドラインに基づく商慣習の見直し

- 2025年11月、木材の価格転嫁・取引適正化に向けて、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を策定。
- ガイドラインでは、木材取引の実態を踏まえ、価格転嫁を阻害する商慣習の是正に向けて、望ましい取引の在り方等を整理。
- 適正取引の推進に向けては、各事業者が本ガイドラインや業界団体が定める自主行動計画を遵守することが重要。

■ ガイドラインの概要

・策定の背景

林業・木材産業においては、各種コストの上昇が続く一方、住宅分野における木材需要の減少等により、再造林経費を含む必要なコストを価格に転嫁しにくい状況。木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に業界全体で取り組んでいく必要。

・主な内容

ガイドラインでは、林業・木材産業に関連する取引事例を13項目に分類し、「問題となり得る事例」、「関連法規（独禁法及び取適法）」、「望ましい取引の在り方」等を整理。

・主な問題となり得る事例及び望ましい取引の在り方（ガイドラインから抜粋）

一方的な取引価格の決定

× 問題となり得る事例

コスト上昇分を取引価格に転嫁するため、発注者に価格交渉を申し入れたが、一方的に従前の価格での取引を行うことが決められた。

（取適法違反の恐れ）

- ・ 協議に応じない一方的な代金決定
- ・ 買ったたき

○ 望ましい取引の在り方

経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、受注者と発注者が十分に協議を行い、合理的な取引価格を設定することが望ましい。

著しく低い価格による取引

× 問題となり得る事例

品質・ロットの異なる他社との取引事例を引き合いに出されて値引き要求を受け、今後の取引を考慮して応じざるを得なかった。

（取適法違反の恐れ）

- ・ 買ったたき
- ・ 協議に応じない一方的な代金決定

○ 望ましい取引の在り方

取引金額の根拠を発注者に確認するとともに、品質や原価等の条件を加味しながら、明確な算出根拠に基づいて合理的な取引価格を設定することが望ましい。

■ 各業界団体・事業者における取組推進

国

林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン

業界団体

ガイドライン等を踏まえて「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定

記載例

- ・ 取引企業間で十分な協議を行った上での合理的な価格決定
- ・ コスト増加時における価格転嫁に向けた協議の場の設定、適切な価格転嫁 等

※全国木材組合連合会・全国木材協同組合連合会（共同策定）（R7.12.25）、全国森林組合連合会（R8.2.25）において作成

事業者

自主行動計画に定める「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた行動を遵守

令和8年1月1日から「下請法」が「取適法」に変わりました

令和7年5月に公布された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、「下請代金支払遅延等防止法」（通称：下請法）は、規制が強化された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法）として、令和8年1月1日に施行されました。

法の目的 受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を目的としています。

適用対象 適用対象を、取引の内容と、資本金基準又は従業員基準から定めています。

取引の内容 製造委託 修理委託 情報成果物作成委託 役務提供委託 特定運送委託

Point

- ✓ 木材（原木、製品、プレカット材等）の取引が取適法の対象となるには、取引内容が「製造委託」等に該当する必要があります。※対象となるか迷う場合は、まずは公正取引委員会にご相談ください。
- ✓ 製造委託とは、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造（加工を含む）を依頼することであり、請負であるか、売買であるかといった契約上の形態は問いません。



資本金基準 又は 従業員基準 (製造委託の場合)	委託 事業者	資本金3億円超	中小受託 事業者	資本金3億円以下（個人含む）
		資本金1千万円超3億円以下		資本金1千万円以下（個人含む）
		常時使用する従業員300人超		常時使用する従業員300人以下（個人含む）

義務・禁止事項 委託事業者に対し、4つの義務と11の禁止事項を定めています。

義務	発注内容等の明示義務	禁止 事項	受領拒否	返品	有償支給原材料等の早期決済
	書類等の作成・保存義務		支払遅延	買いたたき	不当な経済上の利益提供要請
	支払期日を定める義務		手形払等を含む	購入・利用強制	不当な給付内容の変更・やり直し
	遅延利息の支払義務		減額	報復措置	協議に応じない一方的な代金決定

取適法の適用対象とならない取引であっても、独占禁止法の対象となる可能性があります。
これらの法の趣旨に即して、適正な取引を行っていただくをお願いします。

取適法の詳細は
こちらから

公正取引委員会 取適法特設サイト
https://www.iftc.go.jp/toriteki_2025/



お問い合わせ先はこちら

【林業・木材産業における適正取引推進ガイドラインに関すること】
林野庁 木材産業課（流通班） Tel：03-6644-2290

【独占禁止法、取適法に関すること】
公正取引委員会 企業取引課 Tel：03-3581-3375

ガイドライン
パンフレット



林業・木材産業における 適正取引の推進

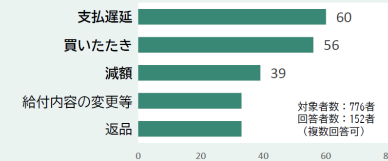
その取引、適正ですか？

木材取引の現状

林野庁が実施したアンケート結果から、木材の取引において、価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在していることが分かりました。

木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁・取引適正化を進めていく必要があります。

発注者から不利益を与えられたとされる事例



※林野庁「価格転嫁・取引適正化に関する実態調査 調査結果」（R7.9）
回答件数の上位5項目を掲載

- ✓ アンケート回答者の2割が不当に不利益を与えられた経験
- ✓ 事例としては、
支払遅延が60件と最も多く、
次いで買いたたきが56件、
減額が39件

取引適正化に向けて

自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する率先垂範の姿勢が必要です



法令を遵守した取引ルールを理解した上で、不適正な要求に対しては、毅然とした態度で臨むことが、取引慣行の改善のための第一歩です

事業者のみなさまへ

独占禁止法や取適法を遵守した取引ルールへの理解を深めていただくため、
「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を策定しました。
発注者、受注者それぞれの立場から、本ガイドラインを活用ください。

木材の価格転嫁・取引適正化に向けて 林業・木材産業における適正ガイドラインを策定しました

木材の取引では、事業者は、流通の段階に応じて発注者、受注者のどちらにもなり得るため、それぞれの立場で適正取引に向けた取組を行うことが重要です。

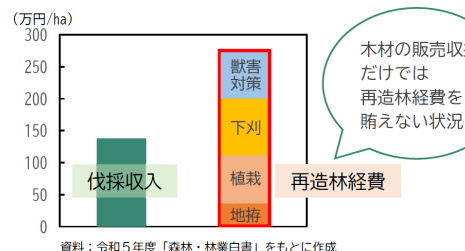
ガイドライン策定の背景

林業・木材産業においては、各種コストの上昇が続く一方、木材需要の減小等により、再造林経費を含む必要なコストを価格に転嫁しにくい状況にあります。

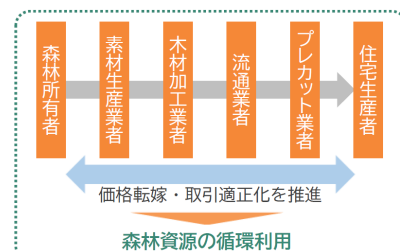
また、林野庁が実施したアンケートにおいて、木材取引において、価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在することが明らかになりました。

こうした状況を踏まえ、サプライチェーンの各段階における価格転嫁・取引適正化に向けて、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を策定しました。

◆ 森林所有者における林業経営のコスト構造



◆ 持続的な木材供給に向けて目指すべき姿



ガイドラインの構成

1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

ガイドライン策定の背景（林業・木材産業における適正取引推進の必要性など）や目的などを掲載

2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

取引の各段階別に類似の取引事例を13項目に分類し、問題となり得る事例や望ましい取引の在り方等を掲載

P. 3に一部を紹介

3章 望ましい取引形態に向けた取組

発注者、受注者として、望ましい取引形態の確立に向けた基本的な考え方等を掲載

基本的な考え方

発注者

- 値上げを伴わずに要件以上の品質・性能等の要求を行わない
- 木材の見た目を理由とした不当な要求を行わない など

受注者

- 発注者に対して積極的に価格交渉を行う
- 再造林経費も含めた生産コスト等に比して著しく低い価格での販売を行わない など

ガイドラインの詳細はこちら

林野庁HP（林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/rinyahp/251118.html>



ガイドラインから取引で問題となり得る事例を紹介します

ガイドラインでは、取引の段階別に類似の事例を分類し、問題となり得る事例や関連法規の留意点（独占禁止法や取適法）、望ましい取引の在り方等を整理しました。ここでは、ガイドラインに掲載した事例を一部を抜粋して紹介します。詳細はガイドラインをご参照ください。

Case.1 一方的な取引価格の決定

× 問題となり得る事例

コスト上昇分を取引価格に転嫁するため、発注者に価格交渉を申し入れたが、一方的に従前の価格での取引を行うことが決められた。

取適法違反の恐れ

協議に応じない一方的な代金決定 など

○ 望ましい取引の在り方

経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、受注者と発注者が十分に協議を行い、合理的な取引価格を設定することが望ましい。

Case.2 著しく低い価格による取引

× 問題となり得る事例

品質・ロットの異なる他社との取引事例を引き合いに出されて値引き要求を受け、今後の取引を考慮して応じざるを得なかった。

取適法違反の恐れ

買いたたき など

○ 望ましい取引の在り方

取引金額の根拠を発注者に確認するとともに、品質や原価等の条件を加味しながら、明確な算出根拠に基づいて合理的な取引価格を設定することが望ましい。

Case.3 協力金、協賛金等の負担

× 問題となり得る事例

受注者に直接の利益がないにもかかわらず、経費の使途等の明示がないまま、安全協力費として販売金額の○%相当額を徴収された。

取適法違反の恐れ

不当な経済上の利益の提供要請 など

○ 望ましい取引の在り方

協賛金等の負担に当たっては、受注製品等の販売促進に繋がるものとして、双方で十分な協議の下に合意がなされ、算出根拠や使途等が明確になっている必要がある。

Case.4 振込手数料の負担

× 問題となり得る事例

委託代金の支払い当たり、発注者から、支払金額から振込手数料分を差し引いた額が振り込まれた。

取適法違反の恐れ

製造委託等代金の減額

○ 望ましい取引の在り方

受注に当たっては、振込手数料は発注者が負担することを確認しておくことが望ましい。取適法対象取引では、合意の有無にかかわらず、振込手数料は発注者が負担する必要がある。

Case.5 配送費用の負担

× 問題となり得る事例

受注品の納入に当たり、自社トラックにより配送したにもかかわらず、「配送はサービス」との認識のもと、支払を拒否された。

取適法違反の恐れ

不当な経済上の利益の提供要請 など

○ 望ましい取引の在り方

配送に当たっては、1回の発送量や運搬形態、積卸し等の作業負担などを双方合意の上、取り決めておくとともに、双方で十分に協議を行い、合理的な配送経費を設定することが望ましい。

Case.6 支払期間の長期化

× 問題となり得る事例

受注製品の納品から60日を超えた後に、発注者から、振込みにより受注金額の支払が行われた。

取適法違反の恐れ

支払遅延

○ 望ましい取引の在り方

双方合意の上、60日を超えない範囲で出来る限り短い期間内に支払期日を定める。取適法の対象取引における支払いについては、手形以外の方法とする必要がある。

3. 需給情報連絡協議会等による合理的な価格形成に向けた取組の普及

- 国産材の安定供給体制の構築に向けて、川上から川下まで幅広く様々な関係者が木材等の需給情報の収集・共有を図るため、需給情報連絡協議会を開催。中央団体等を構成員とする中央協議会と、地域の主要事業者等を構成員とする7つの地区別協議会から構成。
- コスト構造や適正取引推進ガイドラインの他、企業等の環境貢献に対する意識の高まりに対応した情報伝達等、持続可能な木材取引に向けた取組を、川上から川下までの幅広い関係者が相互理解することで、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築を進めていく。

■ 地区別協議会構成員

- ・素材生産業者
- ・森林組合
- ・苗木生産者
- ・木材流通業者(原木市場、商社)
- ・木材加工業者
- ・製紙・パルプ事業者
- ・木質バイオマス発電事業者
- ・建設事業者
- ・都道府県
- ・森林管理局
- ・学識経験者

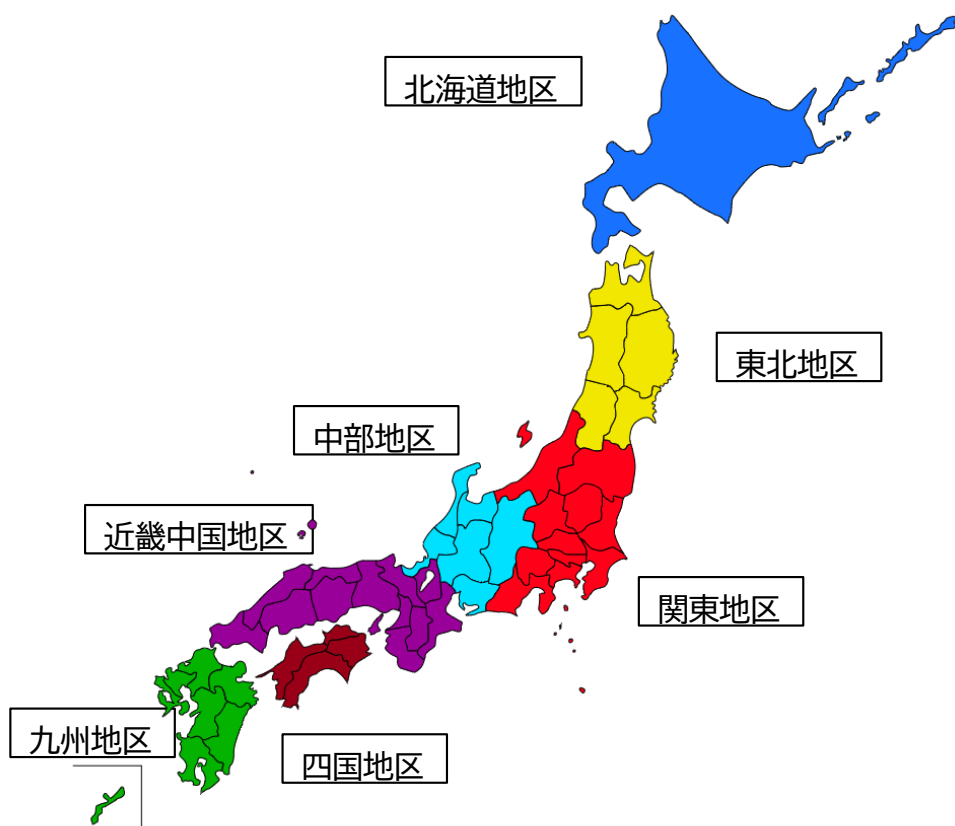
■ 開催状況(中央協議会)

令和6年度

- ・ 適正な木材価格の形成に関する事前アンケートと意見交換を実施。

令和7年度

- ・ 価格転嫁・取引適正化に関する事前の実態調査と、適正取引推進ガイドライン、合法性・持続性に配慮した木材調達等に関する意見交換を実施。



- 林野庁では、需給や価格動向を把握・分析し、需給情報連絡協議会等を通じて、素材生産事業者、原木市場・共販所、製材工場などの関係者へ適時・適切に提供していく。
- 関係者が需給動向を共有し、合理的な価格形成や、今後の生産・出荷・調達などに関する適切な経営判断を行うための参考情報として活用されることを期待。

■ 取組内容

① 需給見通しに関する定期アンケート

- ・ 需給変動の早期把握等を目的として、地域の川上から川下までの事業者を対象に、需給見通しに関する定期的なアンケート調査(6月期、12月期の年2回)を実施し、その結果を公表。
- ・ 令和8年9月に、同年6月期のアンケート結果を公表。【協議会資料2】

② 木材需給モニタリングレポート

- ・ 木材価格が短期間で大きく変動した際に、価格動向や需給状況、その背景などを、データや関係者への聞き取りに基づいて分析し、公表。
- ・ 令和8年8月に、同年3月以降のヒノキ原木価格の下落状況や、その背景となった需給動向の分析結果を公表。【協議会資料1の参考資料】